

事務連絡  
平成26年7月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名について

いわゆる「脱法ドラッグ」※の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、社会問題となっており、いわゆる「脱法ドラッグ」を使用しても罰せられないとの認識から安易に使用されている状況です。

このため、厚生労働省は、警察庁とともに、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる呼称名を募集しておりましたが、今般、警察庁と協議の上、新呼称名が選定されましたので、お知らせします。

つきましては、今後、薬物乱用防止活動等を実施していく際には、新呼称名を使用していただくとともに、管下の関係機関にも新呼称名の使用等について、周知方よろしくお願いいたします。

なお、新呼称名の選定により、これまでのいわゆる「脱法ドラッグ」についての内容が変わるものではありません。

記

1 新呼称名  
危険ドラッグ

2 意見募集期間  
平成26年7月5日（土）から7月18日（金）までの間

3 応募状況

	電子メール	郵送（はがき）	計
応募数	7,437	535	7,972
応募作品数	18,733	1,154	19,887

※ 「脱法ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含みます。



報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 22 日

【照会先】

医薬食品局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 湊岡 学(内線 2779)

課長補佐 藤沼 義和(内線 2781)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2436

## 「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名を選定しました

厚生労働省は、警察庁とともに、いわゆる「脱法ドラッグ」について、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい呼称の御意見を募集いたしました。以下のとおり新呼称名を選定しましたので、公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

### 1. 新呼称名

危険ドラッグ (※ 応募数 102 件)

### 2 選定理由

危険ドラッグ、危険薬物等「危険」を冠した呼称名が多かったことや、「危険ドラッグ」、「有害ドラッグ」等語尾に「ドラッグ」を用いた呼称名が多かったことから、双方の組み合わせである「危険ドラッグ」を「脱法ドラッグ」に代わる新呼称として選定しました。なお、「危険ドラッグ」自体も多くの方の支持を得ていました。

新呼称は、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示すものです。

※「麻薬」、「薬物」は、法令用語と重なるため使用を控えました。

### 3 応募状況

#### (1) 意見募集期間

平成 26 年 7 月 5 日 (土) から 7 月 18 日 (金) までの間

#### (2) 応募数・応募作品数

	電子メール	郵送(はがき)	計
応募数	7,437	535	7,972
応募作品数	18,733	1,154	19,887

※ 応募数・応募作品数ともに、警察庁・厚生労働省の合計数。

※ 郵送(はがき)は、7月18日消印有効のため暫定値。

#### 4 参考（その他応募作品）

○ 準麻薬	183 件	○ 違法ドラッグ	87 件
○ 廃人ドラッグ	140 件	○ 殺人ドラッグ	85 件
○ 危険薬物	123 件	○ 幻覚ドラッグ	85 件
○ 破滅ドラッグ	110 件	○ 錯乱ドラッグ	81 件
○ 有害ドラッグ	95 件		